

第1 建設業の許可に係る技術者の資格

別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 1/3

- 「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験)
 「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)
 「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

アルファベットが含まれるコード(1A等)は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の許可を取得する方のみ使用してください。
 ※附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、2021年3月31日迄は、解体工事の技術者とみなします(経過措置は許可履歴に保らず全技術者が対象です)。

コード	資格区分	建設業の種類																					
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	シ	板	力	塗	防	内	機		
01	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
11	1級建設機械施工技士	7																					
1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)	7																			7		
12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)	7																					
1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)	7																			7		
13	1級土木施工管理技士	7																			7		
1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	7																			7		
14	2級土木施工管理技士	7																			7		
1D		7																			7		
15		7																			7		
16	2級土木施工管理技士																				7		
1E																					7		
20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
21	2級建築施工管理技士	7																			7		
22		7																			7		
2B		7																			7		
23	2級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
27	1級電気工事施工管理技士																						
28	2級電気工事施工管理技士																						
29	1級管工事施工管理技士																						
30	2級管工事施工管理技士																						
31	1級電気通信工事施工管理技士																						
32	2級電気通信工事施工管理技士																						
33	1級造園施工管理技士																						
34	2級造園施工管理技士																						
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	シ	板	力	塗	防	内	機		
建築士法	免許証	37	1	級	建	築	士																
		38	2	級	建	築	士																
		39	木	造	建	築	士																
技術士法	登録証	41	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く)・総合技術監理「建設(鋼構造及びコンクリートを除く)」	7																	7		
		4A	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く)・総合技術監理「建設(鋼構造及びコンクリートを除く)」(附則第4条該当)	7																	7		
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」	7																	7		
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」(附則第4条該当)	7																	7		
		43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業-農業土木」	7																			
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業-農業土木」(附則第4条該当)	7																	7		
		44	電気電子・総合技術監理「電気電子」																				
		45	機械(「流体工学」「熱工学」を除く)・総合技術監理「機械(流体工学、熱工学を除く)」																		7		
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械-流体工学」又は「機械-熱工学」																		7		
		47	上下水道(「上水道及び工業用水道」を除く)・総合技術監理「上下水道(上水道及び工業用水道を除く)」																		7		
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道-上水道及び工業用水道」																		7		
		49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」	7																			
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」(附則第4条該当)	7																	7		
		50	森林「林業」・総合技術監理「森林-林業」																		7		
		51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」	7																	7		
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」(附則第4条該当)	7																	7		
		52	衛生工学(「水質管理」「廃棄物管理」を除く)・総合技術監理「衛生工学(水質管理、廃棄物管理を除く)」																				
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」																		7		
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物管理」																		7		
電気工事士法	免状	55	第1種電気工事士																				
		56	第2種電気工事士																				
電気事業法	免状	58	電気主任技術者(第1種~第3種)																				
電気通信事業法	資格取得証	59	電気通信主任技術者																				
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者																				
消防法	免状	68	甲種消防設備士																		7		
		69	乙種消防設備士																		7		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	シ	板	力	塗	防	内	機

建設業法(技術検定)

合格証明書

登録証

免状

資格取得証

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工		7																										
	64	型枠施工		7	7																									
	6B	型枠施工（附則第4条該当）		7	7																									7
	72	左官			7																									
	57	とび・とび工				7																								7
	5B	とび・とび工（附則第4条該当）				7																								7
	73	コンクリート圧送施工				7																								
	7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				7																								7
	66	ウェルポイント施工				7																								
	6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				7																								7
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																				
	75	給排水衛生設備配管								7																				
	76	配管（注1）・配管工								7																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」						7	7							7														
	77	タイル張り・タイル張り工									7																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み										7																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7			7																			
	80	石工・石材施工・石積み						7																						
	81	鉄工（注2）・ せいがん 製罐										7																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																	
	83	工場板金																	7											
	84	板金・建築板金・板金工（注4）							7										7											
	85	板金・板金工・打出し板金																	7											
	86	かわらぶき・スレート施工							7																					
	87	ガラス施工																	7											
	88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																		7										
	89	建築塗装・建築塗装工																		7										
	90	金属塗装・金属塗装工																		7										
91	噴霧塗装																		7											
67	路面標示施工																		7											
92	畳製作・畳工																				7									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				7									
94	熱絶縁施工																						7							
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											7		
96	造園																									7				
97	防水施工																		7											
98	さく井																											7		

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

土建大左と石屋電管タ鋼筋鋪し板力塗防内機絶通園井具水消清解

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 3

コード	資格区分		建設業の種類																															
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	方	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解			
6 1	地すべり防止工事	【1年】					7																					7						
6 A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	【1年】					7																					7				7		
4 0	基礎ぐい工事						7																											
6 2	建築設備士	【1年】								7	7																							
6 3	計装	【1年】								7	7																							
6 0	解体工事																															7		
3 6	基幹技能者	種 目	登録電気工事基幹技能者								7																	7						
			登録橋梁基幹技能者						7						7																			
			登録造園基幹技能者																										7					
			登録コンクリート圧送基幹技能者						7																									
			登録防水基幹技能者																			7												
			登録トンネル基幹技能者						7																									
			登録建設塗装基幹技能者																		7													
			登録左官基幹技能者						7																									
			登録機械土工基幹技能者							7																								
			登録海上起重基幹技能者																										7					
			登録PC基幹技能者							7								7																
			登録鉄筋基幹技能者																										7					
			登録圧接基幹技能者																										7					
			登録型枠基幹技能者						7																									
			登録配管基幹技能者																			7												
			登録腐・土工基幹技能者							7																								
			登録切断穿孔基幹技能者							7																								
			登録内装仕上工事基幹技能者																										7					
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																															7
			登録エクステリア基幹技能者								7	7					7																	
			登録建築板金基幹技能者																										7					
			登録外壁仕上基幹技能者							7																			7	7				
			登録タクト基幹技能者																															
			登録保温保冷基幹技能者																															7
			登録クラウト基幹技能者								7																							
			登録冷凍空調基幹技能者																															
			登録運動施設基幹技能者								7																							7
登録基礎工基幹技能者								7																										
登録タイル張り基幹技能者																																		
登録標識・路面標示基幹技能者								7																				7						
登録消火設備基幹技能者																															7			
登録建築大工基幹技能者								7																										
登録硝子工事基幹技能者																																		
その他	9 9	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

- 備考
- 資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同号以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「4」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同号以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

※附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、2021年3月31日迄は、解体工事業の技術者とみなします（経過措置は許可業務に係らず全技術者が対象です）。

アルファ
ベットが含
まれるコー
ドは身体工
事の許可を
取得する方
のみ使用

建設業法（技術検定）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	雷	井	興	水	消	清	解	
O1	法第7条第2号 イ 該当		2	2	2	2			2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
O2	法第7条第2号 ロ 該当		5	5	5	5	5		5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
O3	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3												3						
O4	法第15条第2号 バ 該当（同号ロと同等以上）		6	6	6	6	6		6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
I1	1級建設機械施工技士	9			9								9																		
1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	9			9								9																	9	
I2	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）				8																										
1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）				8																										
I3	1級土木施工管理技士	9			9	9				9	9	9		9	9	9		9										9		9	
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	9			9	9				9	9	9		9	9	9		9										9		9	
I4	2級土木施工管理技士	種別	土 木			8	8							8														8		8	
1D			土木（附則第4条該当）			8	8								8													8		8	
I5			鋼橋造物塗装																8												
1E			薬液注入（附則第4条該当）				8																								8
2O	1級建築施工管理技士		9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9		9	9	9	9			9			9		9		
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）		9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9		9	9	9	9			9			9		9		
2I	2級建築施工管理技士	種別	建 築																										8		
22			躯体（附則第4条該当）			8	8			8	8																			8	
2B			躯体（附則第4条該当）			8	8			8	8																			8	
23			仕上り		8	8	8	8		8					8	8	8	8	8				8					8			
27	1級電気工事施工管理技士						9																								
28	2級電気工事施工管理技士																														
29	1級管工事施工管理技士						9																								
30	2級管工事施工管理技士																														
31	1級電気通信工事施工管理技士																								9						
32	2級電気通信工事施工管理技士																								8						
33	1級造園施工管理技士																									9					
34	2級造園施工管理技士																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	雷	井	興	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士		9	9				9		9	9												9							
	38	2級建築士		8				8		8		8											8								
	39	木造建築士		8																											
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	9			9			9					9	9										9					9	
	4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）	9			9			9					9	9										9					9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	9			9			9		9	9	9	9	9	9									9					9	
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	9			9			9		9	9	9	9	9	9									9					9	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	9			9																									
	43C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」（附則第4条該当）	9			9																								9	
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」							9																9						
	45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学、熱工学を除く）																							9						
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」									9														9						
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）									9																			9	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」									9																9		9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	9			9										9															
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」（附則第4条該当）	9			9										9														9	
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																								9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」							9																	9					
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」（附則第4条該当）	9			9																				9				9	
	52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）								9																					
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」									9																			9		
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」									9																		9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士																													
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																								8					
水道法	65	給水装置工事主任技術者																													
消防法	68	甲種消防設備士																											8		
	69	乙種消防設備士																											8		

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	補	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	興	水	消	解
職業能力開発促進法	71	建築大工		8																									
	64	型枠施工		8	8																								
	6B	型枠施工（附則第4条該当）		8	8																								8
	72	左官			8																								
	57	とび・とび工				8																							8
	5B	とび・とび工（附則第4条該当）				8																							8
	73	コンクリート圧送施工				8																							
	7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				8																							8
	66	ウェルポイント施工				8																							
	6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				8																							8
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																											
	75	給排水衛生設備配管																											
	76	配管（注1）・配管工																											
	70	建築板金「ダクト板金作業」					8										8												
	77	タイル張り・タイル張り工										8																	
	78	築炉・築炉工・れんが積み										8																	
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																		
	80	石工・石材施工・石積み					8																						
	81	鉄工（注2）・製錬 せいけん																											
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8															
	83	工場板金																8											
	84	板金・建築板金・板金工（注4）						8									8												
	85	板金・板金工・打出し板金															8												
	86	かわらぶき・スレート施工					8																						
	87	ガラス施工																8											
	88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	8										
	89	建築塗装・建築塗装工																	8										
	90	金属塗装・金属塗装工																	8										
91	噴霧塗装																	8											
67	路面標示施工																	8											
92	量製作・量工																			8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		8										
94	熱絶縁施工																				8								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
96	造園																												
97	防水施工																	8											
98	さく井																									8			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経歴を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経歴1年以上。

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	補	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	興	水	消	解
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	清	解	
6 1	地すべり防止工事					8																				8				
6 A	地すべり防止工事（附則第4条該当）					8																				8			8	
4 0	基礎ぐい工事					8																								
6 2	建築設備士																													
6 3	計装																													
6 0	解体工事																												8	
3 6	基幹技能者	種 目	登録電気工事基幹技能者																							8				
			登録橋梁基幹技能者					8																						
			登録造園基幹技能者																											
			登録コンクリート圧送基幹技能者					8																						
			登録防水基幹技能者																		8									
			登録トンネル基幹技能者					8																						
			登録建設塗装基幹技能者																		8									
			登録左官基幹技能者					8																						
			登録機械土工基幹技能者					8																						
			登録海上起重基幹技能者													8														
			登録PC基幹技能者					8						8																
			登録鉄筋基幹技能者												8															
			登録圧接基幹技能者													8														
			登録型枠基幹技能者					8																						
			登録配管基幹技能者																											
			登録高・土工基幹技能者						8																					
			登録切断穿孔基幹技能者						8																					
			登録内装仕上工事基幹技能者																			8								
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8		
			登録エクステリア基幹技能者						8	8			8																	
			登録建築板金基幹技能者							8									8											
			登録外壁仕上基幹技能者						8												8	8								
			登録ダクト基幹技能者																											
			登録保温保冷基幹技能者																					8						
			登録グラウト基幹技能者						8																					
			登録冷凍空調基幹技能者																											
			登録運動施設基幹技能者							8																				
			登録基礎工基幹技能者						8																					
			登録タイル張り基幹技能者											8																
			登録標識・路面標示基幹技能者							8											8									
			登録消火設備基幹技能者																											8
登録建築大工基幹技能者						8																								
登録硝子工事基幹技能者																		8												
その他	9 9	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにおいては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者と認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにおいては、選択科目を「建築製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにおいては、選択科目をこの作業としても「塗装」に該当します。